

三情審第 11 号  
令和 3 年 3 月 10 日

三島市長 豊岡 武士 様

三島市情報公開審査会  
会長 白井 正人

三島市情報公開条例第 18 条の規定に基づく令和 2 年 10 月 8 日付け三企聴第 95 号による諮問について、下記のとおり答申します。

## 記

「全庁で保有している、平成 31 年度に高齢者バス等助成券が対象者全員配布になった政策決定過程のわかる公文書及び会議日程、参加者のわかる公文書」の公文書開示請求拒否決定処分に対する審査請求について [諮問第 10 号]

### 1 審査会の結論

当審査会は、本件審査請求に係る公文書について、平成 31 年 4 月 1 日決裁の「三島市高齢者バス等利用助成事業実施要綱の一部改正について（伺い）」と題する文書（別紙 1 から別紙 3 を含む。）がこれに該当するものと判断する。

よって、本件審査請求に係る公文書開示請求拒否決定処分のうち、上記文書の開示請求を拒否する限度で同処分を取り消し、上記文書を開示するのが相当である。

### 2 審査請求に係る経過

(1) 本件審査請求人 ○ ○ ○ ○ さん（以下「請求人」という。）は、令和 2 年 4 月 22 日、三島市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関である三島市長（以下「実施機関」という。）に対して、「全庁で保有している、平成 31 年度に高齢者バス等助成券が対象者全員配布になった政策決定過程のわかる書類及び会議日程、参加者

のわかる書類一切（電磁的記録、メール、メモを含む）」の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

- (2) 実施機関は、令和 2 年 5 月 7 日、条例第 12 条第 2 項の規定により、上記開示請求につき、本件開示請求に係る公文書は、「作成及び保存がされていないことから、存在しないため。」という理由で請求拒否の決定を行い、請求人に対し、その旨を書面で通知した。
- (3) 請求人は、令和 2 年 5 月 29 日、上記公文書開示請求拒否決定処分を取り消し、本件開示請求に係る公文書の一切を開示するように求めて、審査請求を行った。
- (4) 実施機関及び請求人による主張書面の提出は以下のとおりである。
  - ① 令和 2 年 6 月 25 日、実施機関が弁明書を提出。
  - ② 令和 2 年 8 月 6 日、請求人が反論書を提出。
  - ③ 令和 2 年 9 月 3 日、実施機関が再弁明書を提出。
  - ④ 令和 2 年 10 月 2 日、請求人が再反論書を提出。
- (5) 実施機関は、令和 2 年 10 月 8 日、条例第 18 条の規定により、当審査会に対して諮問を行った〔諮問第 10 号〕。

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件開示請求に係る事業の概要

三島市高齢者バス等利用助成事業（以下「本事業」という。）は、高齢者の外出支援を目的として、平成 22 年度から高齢者に対して、バス、鉄道及びタクシーに利用できる高齢者バス等利用助成券（以下「助成券」という。）を交付する事業であり、平成 30 年度までは窓口での申請により交付する方法であったが、令和元年度からは申請を不要とし対象者全員に郵送する方法に変更された。

#### (2) 助成券の交付方法の変更の理由

実施機関による変更理由の説明は、概要以下のとおりである（弁明書 4 項(2)号イ）。すなわち、助成券の交付を受けるためには、市役所に来て申請する必要があったため、400 名を超える高齢者が訪れ行列を作って 1 時間待たされるという状況もあり、高齢者からは、待ち時間が長すぎる、高齢者をずっと立たせたままにするな、助成券を取りに来ないような方法にして欲しいという意見が寄せられていた。このような状況や高齢者等の意見等に鑑み、高齢者の利便性向上のため、郵送交付に変更した。

(3) 助成券の交付方法の変更に係る協議経過

実施機関による当該協議経過の説明は、概要以下のとおりである（弁明書 4 項(2)号ウ）。すなわち、平成 30 年 10 月 12 日の社会福祉部地域包括ケア推進課と社会福祉部長との協議（以下「部長協議」という。）、同月 16 日の部長協議、同月 23 日の部長協議、同課と財政経営部長との協議及び同課と副市長との協議並びに同月 25 日の同課と市長との予算査定（予算額増減の理由及び事業変更点等の説明が行われる）を経て、予算案として確定するに至った。

(4) 本件開示請求に係る公文書が作成及び保存されていない経緯

実施機関による当該公文書が作成及び保存されていない経緯の説明は、概要以下のとおりである（弁明書 4 項(2)号エ）。すなわち、①上記(3)の協議は口頭又は予算要求書を用いて行われていたが、上記(2)記載の状況は市役所内周知の事実であり、職員共通の問題意識があったため、高齢者に郵送交付のデメリットがないこと及び外出支援という本事業の目的実現というメリットがあることの説明は、資料を作成しなくても問題が生じなかった。②上記(3)の協議は滞りなく進み特段懸念される点もなかったこと及び同協議には係長級以上の職員が全員出席して協議内容を共有できていること等の理由から報告書も作成及び保存がなされなかった。

請求人は、上記②の部分に問題が集約されているとし、当該政策変更が事後的に検証可能となるように文書で保存されなければならないという趣旨の主張をしている（反論書第 1 の(1)）

(5) 三島市高齢者バス等利用助成事業実施要綱の一部改正

本事業については、三島市高齢者バス等利用助成事業実施要綱が定められており、平成 31 年度（令和元年度）からの助成券の交付方法の変更を行うため、同要綱の一部改正が行われており、その際には決裁文書として「三島市高齢者バス等利用助成事業実施要綱の一部改正について(伺い)」と題する文書（別紙 1 から別紙 3 を含む。）が作成されている。

(6) 審査会の結論の理由

実施機関は、上記(3)の予算措置における議論の中で実質的な政策判断がなされており、上記(5)の要綱の一部改正は実質的な政策判断がなされた後の内部手続であるという立場から、上記(5)記載の文書は、本件開示請求に係る公文書には当たらないと判断したものと窺われる。

しかしながら、当該要綱の内容は、（他の自治体のように）条例及び施行規則として定めることも検討に値するし、要綱として定める場合であっても、当該事業に関する行政裁量を内部的に羈束する意味合いが認められるのであるから、助成券の交付方法の変更という政策判断にあたっては、単に予算措置における議論だけに終始することなく、当該要綱の（一部）改正手続の中で十分に実質的な検討が行われてしかるべきであるし、当該改正手続に係る文書の中に実質的な検討内容が記載されてしかるべきである（上記(2)の内容は上記(5)記載の文書に部外者が見てもわかる程度に記載されることが望ましく、これによって当該政策判断の当否が事後的に検証可能となり、情報公開制度の目的がより良く実現できることを付言する）。

上記の観点から、当審査会は、上記(5)記載の文書も本件審査請求に係る公文書として開示するのが相当と判断した。

なお、当審査会は、条例第 20 条の調査権限に基づく調査を尽くしたが、上記(5)記載の文書のほかには、本件審査請求に係る公文書として開示すべきものを確認するに至らなかった。

#### 4 審査会の処理経過

令和2年10月8日	審査諮問書の受理
同年10月22日	諮問の審査（令和2年度第1回審査会）
同年11月9日	実施機関からの意見聴取（令和2年度第2回審査会）
同年12月3日	請求人による口頭意見陳述（令和2年度第3回審査会）
令和3年1月15日	諮問の審査（令和2年度第4回審査会）
同年2月5日	諮問の審査及び答申内容の確定（令和2年度第5回審査会）

三島市情報公開審査会

白 井 正 人（会長）

坂 本 真 樹（職務代理人）

大 村 知 子（委員）